

## 平 戸 市 監 査 公 表 第 90 号

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

平成 26 年 2 月 17 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 山 田 能 新

### 第 1 監査の対象

農業委員会事務局

### 第 2 監査の期間

平成 25 年 11 月 8 日

### 第 3 監査の概要

#### (1) 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査

#### (2) 監査の対象とした事項

平成 23～24 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

### 第 4 監査の方法

今回の監査は次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

#### (1) 収入に関すること

- ① 収入事務が適法・適正に行われているか。
- ② 収入事務にかかる諸帳簿が整備されているか。

#### (2) 支出に関すること

- ① 違法、不当な支出又は不要、不急な支出はないか。
- ② 予算目的に反する支出はないか。
- ③ 特別な支払方法（資金前渡、概算払等）は法令に定めるところにより適正に行

われているか。

④ 契約の方法及び内容は適正か。

(3) 庶務関係事務

① 公印の管理状況

② 備品台帳等備付諸帳簿の整備状況

③ 文書の処理、整理保存状況

(4) 補助金関係

補助金の交付申請、実績報告、精算手続きが適正に行われているか。

## 第5 監査の結果

今回監査の結果、概ね良好に処理されていることが認められた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示し、特に指摘事項等はないと認めた。

## 第6 むすび

本市の農業委員会では、現在、本庁事務局と出先機関として3分室（生月・田平・大島）が置かれ、事務局長以下3名の職員と臨時職員4名、分室では兼務職員が1名ずつ配置されている。業務の大半は事務局で行われ、分室においては各種申請書や農業者の相談等の受付が主な業務となっている。農業委員は平成17年の平戸市発足以降、選挙による委員が26名、選任による委員が7名（団体選出3名、議会選出4名）となっている。また、協力員を置き事業の推進を図ることができるとしている。

農地法等の審議件数は平成22年度までは400件前後で、平成23年度に減少したものの、平成24年度には470件に増加し、農地面積は5,025haで、うち耕作放棄地は1,535ha（31%）となっており22年度以降増加している。平成24年度の耕作者数は8,488人で、前年度に比べ280人減少している。

また、昭和45年（1970年）に導入された減反政策が平成30年（2018年）を目処に廃止される見通しであり、さらにはTPP協定をにらんでの農業の体力強化が求められるなど、日本農業を取り巻く環境は大きく変化しようとしている。

こうした状況のもと、優良農地の確保や農地の保全等の活動が十分行われているか、農家戸数や農地面積の減少などに対応した組織の適性化がなされているかなど、組織や活動内容について情勢変化や地域のニーズに応じた不断の見直し・事業評価等を行うことが求められている。農業委員会の役割についてあらためて検証を行うことが重要と思われる。

＜参考＞指摘事項等の定義

区分	指摘事項	指導事項	意見
根拠	地方自治法第199条第9項		地方自治法第199条第10項
定義	法令等に違反し、又は不当と認められるため、是正を求めること	法令等に違反する事項や不当な事項のうち、取扱基準に照らして指摘事項に該当しない軽微なものであること	監査結果（指摘等）に添えて、組織及び運営の合理化に資するために付す見解のこと
措置済みの水準	是正された状態になったこと	是正された状態になったこと	—

【参照条文】 地方自治法

第199条第9項 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

第199条第10項 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。

農業委員会事務局に対する今回の定期監査においては、財務事務の執行、及び事業の管理並びに事務事業の執行を中心に監査を実施したが、大きな事務処理の誤りなどは見受けられなかった。

改正農地法で農業委員会の事務に新たに遊休農地調査・指導に関する事務などが追加されたことにより、事務量は増加傾向にある。

結婚対策事業については、晩婚化、非婚化は本市においても深刻な問題であり、今や後継者不足は農業だけに限らない。本事業は、農業後継者確保という観点から農業委員会で担当しているが、定住、少子化、地域活性化、更には、まちづくりの視点で市をあげて取り組むべき課題でもある。そうした部署と協力した方がよりの確な対応ができるものと考えてるので今後検討されたい。

